

競争入札心得(請負)

(総則)

第1条 市が発注する工事請負等の入札に当たっては、別に定めのあるもののほか、この心得を承知するものとする。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者を除く。)は、入札執行前に見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該証券を提出するなど砂川市契約規則(平成4年規則第24号)第6条に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の入札保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければならない。

3 入札保証金に代わる担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出すること。

4 入札保証金に代わる担保として銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出すること。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、自己の氏名を表記して入札箱に投入する。

2 郵便又は電報による入札は認めない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(代理入札)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前

に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければならない。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとする。

- 2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできないものとする。

（入札書の書換え等の禁止）

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできないものとする。

（無効入札）

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 無権代理人がした入札
- (9) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
- (10) 入札に関する条件に違反した入札
- (11) 2回目以降の入札の際、前回の最低価格を上回る金額を記載した入札

（開札）

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせる。

（再度入札）

第9条 開札の結果、落札に至らなかった場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行う。（原則として3回までとする。）また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがある。

(落札者の決定)

第 10 条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

2 落札者となるべき価格で入札した者が 2 人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第 11 条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合がある。

(1) 当該申込みに係る入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれあって、著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、市長の行う調査に協力しなければならない。

3 第 1 項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とする。

(入札保証金等の返還)

第 12 条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還する。

2 再度入札の結果、落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代わる担保はすべて返還する。

(契約の締結)

第 13 条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、市長の作成した契約書に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から 7 日以内に市長に提出しなければならない。

(落札者と契約の締結を行わない場合)

第 14 条 落札者が暴力団関係事業者であることにより市が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(入札保証金等の帰属)

第 15 条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。

- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を市に納付しなければならない。

（ 契約保証金等 ）

- 第16条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- （1） 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。
- （2） 保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣が指定する金融機関との間に公共工事履行保証契約を締結し、市を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。
- 2 前項第1号の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が請負契約の始期から完了予定日までの期間以上のものでなければならない。
- 3 第1項第2号の公共工事履行保証証券は、請負の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証するものでなければならない。
- 4 契約保証金に代わる担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提供するものとする。
- 5 契約保証金に代える担保として銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、契約期間の終期までに生ずる債務不履行が保証されることを証する書面を提出しなければならない。

（ 共同企業体 ）

- 第17条 共同企業体による入札の際の入札書は、企業体代表者及び構成員の住所・氏名等を列記すること。なお、入札参加者又はその代理人の記名押印は、単体と同様とする。

（ 入札保証金等の充当 ）

- 第18条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代わる担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができる。

（ 談合情報に対する対応 ）

- 第19条 入札に関して談合情報があった場合は、入札執行の延期、事情聴取及び設計等内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取り止めることがある。
- 2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することができる。

(入札の取止め等)

第 20 条 前条に定めるもののほか、市長が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

(入札の辞退)

第 21 条 入札参加者として指名された者は、入札執行が完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、その旨を文書又は口頭により市長に連絡すること。

(2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはない。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第 22 条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがある。

(入札内訳書の提出等)

第 23 条 入札内訳書の提出を求める入札では、あらかじめ入札内訳書を作成の上、持参すること。

2 入札内訳書の提出を求める入札では、入札参加者又はその代理人は、入札内訳書に自己の氏名を表記して入札書と同時に提出しなければならない。

3 入札内訳書には、入札ごとに別に示す入札内訳書様式の項目に対応する金額を記載しなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

5 第 7 条各号に掲げるほか、入札内訳書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札内訳書に係る入札は無効とする。

(1) 提出がない場合

(2) 記名押印がない場合

(3) 工事名を確認できない場合

(4) 合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合

(5) 入札者（代理人をして入札をした場合にあっては、当該代理人）以外の者が提出した場合

(6) 記載金額を確認できない場合

(7) 入札ごとに別に示す入札内訳書様式の項目に関して、記載漏れ等の不備がある場

合

(その他)

第 24 条 入札参加者として指名された者のうち、入札参加者の責めに帰すべき事由により、入札を辞退する旨を申し出ずに入札に参加をしなかった場合においては、以後の指名等を控えることがある。